

ISSUE BRIEF

スポーツ政策の現状と課題

—「スポーツ基本法」の成立をめぐる—

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 722 (2011. 8. 25.)

はじめに

I 「スポーツ振興法」と「スポーツ振興基本計画」

- 1 「スポーツ振興法」の制定
- 2 「スポーツ振興基本計画」

II 「スポーツ立国」をめぐる議論

- 1 自由民主党・公明党連立政権下での議論
- 2 民主党政権下での議論と「スポーツ基本法」成立

III 論点と今後の課題

- 1 スポーツ権
- 2 プロスポーツ
- 3 国民体育大会
- 4 トップスポーツ支援と資金の確保
- 5 総合型地域スポーツクラブ
- 6 スポーツに関する省庁の設置
- 7 スポーツへの国の関わり方

おわりに

本年（平成 23 年）8 月 24 日、「スポーツ基本法」が施行された。50 年前に制定された「スポーツ振興法」の全面改正であり、衆参両院において全会一致で可決されたものである。トップアスリートへの支援と地域スポーツの活性化をスポーツ振興の両輪として位置付けており、スポーツ権や障害者スポーツ支援など、新たに法律上明記されることになった点が多い。その一方で、国民体育大会の改革やスポーツ庁の設置など、政策課題として残されている点も多くある。

本稿では、これまでのスポーツ政策に関する議論の概要をまとめるとともに、主な課題を取り上げ、論点整理を行った。現在、文部科学省では「スポーツ基本計画」の策定に向けた検討を進めており、今後は「スポーツ基本法」の理念をどこまで具体的な施策に結びつけることができるのか、注目される。

文教科学技術課

さわだ だいすけ
(澤田 大祐)

調査と情報

第 7 2 2 号

はじめに

近年、スポーツ政策をめぐる議論が活発になっている。「スポーツ振興法」（昭和 36 年法律第 141 号）が制定されてから 50 年が経過した本年（平成 23 年）5 月 31 日、超党派の議員連盟によって取りまとめられた「スポーツ基本法案」が衆議院に提出され、両院の全会一致により 6 月 17 日に成立、6 月 24 日に公布され、8 月 24 日に施行された¹。これを踏まえ、文部科学省は、同法第 9 条に規定された「スポーツ基本計画」の策定を目指している。

本稿では、我が国におけるこれまでのスポーツ政策について概観するとともに、現在の主要な論点を整理する。

I 「スポーツ振興法」と「スポーツ振興基本計画」

1 「スポーツ振興法」の制定

戦後間もない時期から、スポーツは国会での重要な議題の一つであった。昭和 21（1946）年、大日本帝国憲法下での衆議院本会議における、「文教再建に関する決議案」の趣旨説明の中で、竹田儀一議員は「慰安の少い勤労大衆に健全なる「スポーツ」を奨励し、明朗闊達なる気風を振作致しますことも決して忽せにすべからざること」²と述べた。また、現行憲法の下での第 1 回国会では、戦後の復興に資する上でのスポーツの普及に加え、学校体育及び武道とスポーツの関係性やオリンピック出場の意義等、現代にも通じる課題が議論されていた³。昭和 22（1947）年には、超党派のスポーツ議員連盟⁴が発足した。

昭和 24（1949）年には「社会教育法」（昭和 24 年法律第 207 号）が成立し、その第 2 条において学校外での「体育及びレクリエーション」を社会教育活動に含むことが規定された。また、同年には文部省に保健体育審議会が設置され、昭和 26（1951）年に答申「保健体育ならびにレクリエーション振興方策について」⁵を公表した。その冒頭には、「憲法はすべての国民がその生命や幸福についての平等な権利を有し、国政上それを尊重すべきであることを保証し、国が個人個人の健康及び社会福祉について、その向上及び増進に努めるべきことを規定している。保健体育が国の施策として大きな役割を担っているのは、このためである。」と記されている。同じく昭和 26 年には日本のオリンピック参加復帰が決定する⁶等、スポーツに対する社会的関心が高い時代であった。

保健体育審議会は、昭和 28（1953）年に答申「独立後におけるわが国保健体育レクリ

*アドレスのあるインターネット情報は、2011 年 8 月 8 日確認。

¹ 「スポーツ基本法」（平成 23 年法律第 78 号）

<http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/attach/1307658.htm>

「スポーツ基本法の施行期日を定める政令」（平成 23 年政令第 231 号）

<http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/attach/1308942.htm>

² 官報号外 昭和 21 年 8 月 4 日 衆議院議事速記録第 24 号 文教再建に関する決議案 p.369. (旧字体は改めた)

³ 例えば、第 1 回国会衆議院文教委員会議録第 4 号 昭和 22 年 7 月 31 日 p.20.、第 1 回国会参議院文教委員会議録第 10 号 昭和 22 年 10 月 8 日 pp.5-8.

⁴ 『スポーツ議連二十五年史』スポーツ振興国会議員懇談会、1972、pp.5-6.

⁵ 保健体育審議会『保健体育ならびにレクリエーション振興方策について（答申）』1951.

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/hoken/toushin/030111.pdf>

⁶ 「日本参加を正式決定」『読売新聞』1951.5.9、夕刊。

ーション並びに学校給食の振興方策について」⁷の中で、「全国民が体育レクリエーション活動に参与して健康の増進と、文化的生活の実現を図り得るような条件を満足させる」ためには、社会教育法だけでは「具体的に推進して行く法律的根拠が薄弱」であるとして、体育レクリエーション活動の振興に必要な諸施策の立法化を求めた。しかし、スポーツに関する事業が既に各省庁に分散していたことや、スポーツをどう定義するか等の問題があり、直ちにスポーツ振興に係る立法を行うことは困難であった⁸。

そこで、昭和 32 (1957) 年、保健体育審議会とは別に、首相の諮問機関としてスポーツ振興審議会が設置された。同審議会は、省庁横断的な課題について議論を行い、スポーツの普及施策や、東京へのオリンピック招致に関する答申⁹を提出するだけでなく、翌年 3 月に要望書「スポーツ振興のための法的措置の強化について」¹⁰を公表した。この中では、「スポーツの抜本的振興を図るためには、国がスポーツ振興を国策として採り上げこれに必要な財源の確保、事業の助成、施設の整備等に関し、現行法につき根本的検討を加えるとともに、これらを総括的に規定する法律、例えばスポーツ振興法の如きものを制定するよう要望する。」と記されている。

昭和 33 (1958) 年 10 月、灘尾弘吉文部大臣 (当時) は、保健体育審議会に対して「スポーツ振興のための必要な立法措置およびその内容について」諮問を行い、これに対する答申¹¹が、「スポーツ振興法」の基本的枠組みとなった。第 38 回国会において、自由民主党、日本社会党 (当時) 及び民主社会党 (当時) の 3 党共同提案として起草された「スポーツ振興法案」は、昭和 36 (1961) 年 5 月 18 日に衆議院、6 月 8 日に参議院で可決され、6 月 16 日付で公布された。

以後、平成 23 (2011) 年に至るまで、「スポーツ振興法」に大きな改正はなく、また第 4 条で文部科学大臣が定めるものとされている「スポーツ振興基本計画」も長年にわたって策定されなかった。筑波大学名誉教授の佐伯年詩雄氏によると、日本のスポーツ政策は、社会状況の変化につれて、啓発的な性格を持つ 1960 年代の「社会体育」から、急速な経済成長の中で地域住民の交流を重視する 1970 年代の「コミュニティスポーツ」、スポーツの平等化と民主化を進める 1980 年代の「みんなのスポーツ」、生涯学習振興の一環である 1990 年代の「生涯スポーツ」へ変化してきたとされる¹²。その間に保健体育審議会は昭和 39 (1964) 年 (中間答申のみ)、昭和 47 (1972) 年、平成元 (1989) 年の 3 回、スポーツ振興に関する答申を文部大臣に提出したが、財政事情や省庁間の連携不足等により、基本計画の策定には至らなかった¹³。平成元年の答申¹⁴には、「スポーツ振興のための基金の

⁷ 保健体育審議会『独立後におけるわが国保健体育レクリエーション並びに学校給食の振興方策 (答申)』1953.6.24. <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/hoken/toushin/030109.pdf>

⁸ スポーツ行政の各省庁への分散については、後述する。「スポーツ振興審議会の設置とその審議をめぐる諸問題」『教育委員会月報』9(12), 1958.4, pp.80-90.

⁹ 「スポーツ審議会の答申 閣議通過や疑問」『読売新聞』1957.6.16.

¹⁰ 文部省体育局体育課内法令研究会編『体育スポーツ総覧』ぎょうせい, 1964 (加除式資料), pp.7007-7008.

¹¹ 保健体育審議会『スポーツ振興のための必要な立法措置およびその内容について (答申)』1958.12.18. <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/hoken/toushin/030211.pdf>

¹² 佐伯年詩雄「スポーツ政策の歴史と現在—戦後スポーツ政策の「これまで、今、これから」を考える—」『現代スポーツ評論』(15), 2006.11, pp.36-48.

¹³ 間野義之「公共政策としてのスポーツ振興基本計画」『体育の科学』61(1), 2011.1, pp.17-21; 「噴き出す矛盾・問題点 20 周年のスポーツ振興法」『朝日新聞』1981.6.13; 「定まらぬ「基本的計画」(スポーツいま 行政の周辺:5)」『朝日新聞』1993.3.13.

¹⁴ 保健体育審議会『21 世紀に向けたスポーツの振興方策について (答申)』1989.11.21. <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/hoken/toushin/030101.pdf>

充実」が盛り込まれ、平成 2（1990）年度の補正予算 250 億円によって「スポーツ振興基金」が設置されたものの、当初想定されていた民間からの寄付は、目標額とした 100 億円をはるかに下回るものであった¹⁵。

2 「スポーツ振興基本計画」

平成 10（1998）年 5 月、スポーツ振興のために必要な資金を確保してスポーツの振興に寄与することを目的とする、「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」（平成 10 年法律第 63 号）、通称サッカーくじ法が成立した。ギャンブル性の高さから反対する意見も多く、検討の開始から成立までには 5 年以上を要した。その審議の中で指摘されたのが、「スポーツ振興基本計画」の未整備である。サッカーくじ法の審議以前にも、審議の中で取り上げられることはあった¹⁶が、サッカーくじ法の成立の際には、両院の委員会での附帯決議の中に「スポーツ振興基本計画」の策定が明記され¹⁷、文部省（当時）は検討を開始することとなった¹⁸。

平成 11（1999）年 9 月、有馬朗人文部大臣（当時）は、「スポーツ振興基本計画の在り方について」と題する諮問を保健体育審議会に対して行い、翌平成 12（2000）年 8 月に最終答申が公表された。これを基に、同年 9 月「スポーツ振興基本計画」（平成 12 年文部省告示第 151 号）が定められた。その後、平成 18（2006）年には中央教育審議会スポーツ・青少年分科会の意見を踏まえ、見直しが図られた。

「スポーツ振興基本計画」の総論部分には、「本計画は、スポーツ振興法に基づいて、長期的・総合的な視点から国が目指す今後のスポーツ振興の基本的方向を示すものである」と記されているが、「スポーツ振興基本計画」と「スポーツ振興法」との間には齟齬があった¹⁹。例えば、「スポーツ振興法」第 9 条には、「国及び地方公共団体は、勤労者が勤労の余暇を利用して積極的にスポーツをすることができるようにするため、職場スポーツの奨励に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と記されていたが、「スポーツ振興基本計画」に職場スポーツに関する記述はなかった。成人のスポーツ活動の中心は、高度成長時代とは異なり、現在は職場ではなく地域にあると言えよう²⁰。また、学校体育や子どもの体力づくりに関する記述は、「スポーツ振興法」にはないものの、「スポーツ振興基本計画」では、「今後のスポーツ行政の主要な課題」3 点の 1 つに「生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進するための方策」として取り上げられ、さらに平成 18（2006）年の見直しでは、課題の筆頭に「スポーツの振興を通じた子どもの

¹⁵ 「ゴールは遠い、サッカーくじ Jリーグ人気に便乗? 財源確保が先行」『朝日新聞』1993.6.5, 夕刊; 日本体育・学校健康センター編著『スポーツ振興くじ制度の創設と展開 ～toto すべてのスポーツのために～』ぎょうせい, 2002, pp.5-8.

¹⁶ 例えば、第 80 回国会参議院予算委員会第 4 分科会会議録第 1 号 昭和 52 年 4 月 13 日 p.23. 沓脱タケ子議員による質疑、第 101 回国会衆議院地方行政委員会会議録第 18 号 昭和 59 年 6 月 26 日 p.27. 経塚幸夫議員による質疑。

¹⁷ 第 142 回国会参議院文教・科学委員会会議録第 9 号 平成 10 年 3 月 17 日 p.22; 第 142 回国会衆議院文教委員会会議録第 10 号 平成 10 年 5 月 8 日 p.23.

¹⁸ 西山良太郎「新たな政策あってこそ新法（スポーツを育てる 25）」『朝日新聞』2007.12.28.

¹⁹ 間野 前掲注(13); 成瀬和弥「戦後のわが国におけるスポーツ振興施策の変遷と基本に関する研究 —保健体育審議会等答申とスポーツ振興基本計画との比較—」『体育・スポーツ政策研究』18(1), 2009.3, pp.23-44.

²⁰ 「職場スポーツの実態調査 卓球と野球が横綱」『朝日新聞』1968.2.21; 笹生心太「1960 年代における職場スポーツの社会的意義 企業社会論の視座から」『仙台大学紀要』42(2), 2011.3, pp.57-67.

体力の向上方策」として取り上げられた。この他にも、東京オリンピックを控えた時期に作られた「スポーツ振興法」が社会におけるスポーツのあり方にそぐわないとする主張は、時代背景による論点の違いこそあれ、1970年代から今日に至るまで、繰り返し行われてきた²¹。

Ⅱ 「スポーツ立国」をめぐる議論

1 自由民主党・公明党連立政権下での議論

近年のスポーツ政策をめぐる議論の発端となったのは、平成18(2006)年12月に設置された「スポーツ振興に関する懇談会」である。これは、遠藤利明文部科学副大臣(当時)の私的諮問機関²²であり、参加者には日本オリンピック委員会(JOC)関係者が名を連ねた。平成19(2007)年8月に刊行された報告書「「スポーツ立国」ニッポン—国家戦略としてのトップスポーツ—」²³では、トップスポーツの振興の観点から、スポーツ省(庁)の設置や新たな「スポーツ振興法」の制定が提言された。この報告書を受けて同年10月には、自由民主党内に「スポーツ立国調査会」が設置された。

スポーツ政策については、安倍政権の下で平成18(2006)年に設置された「教育再生会議」でも課題となった。合同分科会において、国としてのスポーツ振興の必要性に加え、スポーツ省(庁)の設置が有識者委員から提言された²⁴。スポーツ省(庁)の設置については、縦割り行政解消の観点から賛成する意見があり²⁵、同会議による第3次報告にも盛り込まれた²⁶が、「スポーツ庁をつくることがスポーツを振興することになる」という考えを「極めて官僚的な考え方」として否定する意見もあった²⁷。

その後、「教育再生会議」を引き継いだ「教育再生懇談会」では、当初はスポーツが議題とならなかった。しかし、麻生太郎首相(当時)の就任後、議題として扱われるようになり、最終となった平成21(2009)年の第4次報告でも、「教育安心社会」の実現—「人生前半の社会保障」の充実を—、「教育のグローバル化と創造性に富んだ科学技術人材の育成」の2つに並ぶポイントとして、「「スポーツ立国」ニッポン」が取り上げられた²⁸。この中では、「明るく豊かで活力に満ちた社会を築くために、「スポーツ立国」ニッポンの実現は不可欠である」として、具体的な取組みの中に、スポーツに関する基本法の制定と新たな基本計画の策定、スポーツ庁の設置を挙げていた。

平成21(2009)年7月14日、与党であった自由民主党・公明党の両党は、議員立法と

²¹ 「現状にそぐわぬスポーツ振興法」『朝日新聞』1970.4.15.

²² 遠藤利明「目指せスポーツ立国(マイ・ビジョン)」『自由民主』2008.5.6-13, p.5.

²³ スポーツ政策に関する懇談会「「スポーツ立国」ニッポン—国家戦略としてのトップスポーツ—」『政策特報』(1295), 2007.12.15, pp.50-84.

²⁴ 小谷実可子委員による。『教育再生会議合同分科会議事録 平成19年11月6日』内閣官房教育再生会議担当室, pp.9-10. <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/goudoubunka/dai2/2gijiroku.pdf>>

²⁵ 門川大作委員による。同上, pp.22-24.

²⁶ 教育再生会議『社会総がかりで教育再生を—第三次報告—』2007.12.25, p.9.

²⁷ 葛西敬之委員による。『教育再生会議合同分科会議事録 平成19年12月18日』内閣官房教育再生会議担当室, p.14. <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/goudoubunka/dai7/7gijiroku.pdf>>

²⁸ 教育再生懇談会『これまでの審議のまとめ—第四次報告—』2009.5.28. <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku_kondan/houkoku/singi-matome4.pdf>

して「スポーツ基本法案」²⁹を衆議院に提出した。その内容は、超党派のスポーツ議員連盟で議論されてきた内容を骨子としていたものの、トップ選手の競技力向上を図ることで普及につなげたい与党と、地域スポーツの基盤整備を重視する民主党の理念が対立し、与党単独での法案提出となったとされる³⁰。しかし、直後の7月21日に衆議院が解散され、法案は審議に至らず廃案となった。

2 民主党政権下での議論と「スポーツ基本法」成立

平成21(2009)年8月の衆議院議員総選挙で第一党となった民主党は、選挙前に策定された政策集³¹に、「スポーツ基本法の制定」と題する目標を、次のように掲げていた。

スポーツ基本法の制定

スポーツを三つの柱「する」「観る」「支える」で捉え、国民一人ひとりの身近なところにスポーツが位置づけられる社会の実現を目指します。地域や現場での自主的・主体的取り組みを尊重したスポーツ政策の充実を図るとともに、スポーツ基本法の制定を目指します。

政権交代後、文部科学省は、有識者からのヒアリングや中央教育審議会スポーツ・青年分科会からの意見聴取、「熟議カケアイ」による一般国民からの意見募集³²等を重ね、平成22(2010)年8月、今後概ね10年間のスポーツ政策の方向性を示す「スポーツ立国戦略」を策定した³³。この中では、今後おおむね10年間で実施すべき、次の5つの重点戦略が挙げられている。

- ・ ライフステージに応じたスポーツ機会の創造
- ・ 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化
- ・ スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出
- ・ スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上
- ・ 社会全体でスポーツを支える基盤の整備

また、「スポーツ立国戦略実現のための国の体制整備と今後の進め方」の中では、「現場の視点に立った総合的なスポーツ振興施策を実行するため、関係省庁が相互連携する連絡会議を新設」とするとともに「「スポーツ庁」等の在り方について検討する」ことや、「スポーツ振興法を半世紀ぶりに見直し、新しい政策の拠り所となる「スポーツ基本法」を検討する」こと等が挙げられている。

²⁹ 「スポーツ基本法案」(第171回国会衆法第52号)

<http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g17101052.htm>

³⁰ 「スポーツ基本法案提出」『読売新聞』2009.7.15；「スポーツ基本法案 与党が衆院に提出」『毎日新聞』2009.7.15.

³¹ 民主党『民主党政政策集 INDEX2009』2009.7.23.

³² 「我が国が「スポーツ立国」を目指す上で必要な方策は？」熟議カケアイ(文部科学省)

<http://jukugi.mext.go.jp/jukugi?jukugi_id=12>

³³ 文部科学省『スポーツ立国戦略—スポーツコミュニティ・ニッポン—』2010.8.26.

<http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afiedfile/2010/09/16/1297203_02.pdf>

一方、野党となった自由民主党・公明党の両党は、みんなの党を含めたワーキングチームを設置し、平成 22 (2010) 年 6 月に、「スポーツ基本法案」³⁴を衆議院に再提出したが、その後、この法案は衆議院での継続審査扱いとなっていた。

与野党それぞれの立場からのスポーツ政策がまとめられたことで、超党派での議論は活性化することとなった。平成 23 (2011) 年 5 月 17 日に、スポーツ議員連盟スポーツ基本法制定プロジェクトチームの第 1 回会合が開催され³⁵、合意形成を重ねた上で超党派としての「スポーツ基本法案」が取りまとめられた³⁶。前文には「スポーツ立国の実現を目指す国家戦略」としてスポーツの推進が位置づけられており、条文では競技スポーツと地域スポーツの両面において、国の責務と、地方公共団体やスポーツ関係団体、学校、民間事業者等が果たすべき役割を記している。また、障害者スポーツの推進³⁷やドーピング防止、スポーツに関する紛争の解決など、「スポーツ振興法」にはなかった論点も盛り込まれている。識者からは、「国がスポーツ界をサポートできる状態になった」「バランスよくまとめていただいた」とする賛意があった一方、「財源や政策の優先順位がはっきりしない」「スポーツが国益に絡み取られかねない」とする批判もある³⁸。

6 月 9 日に衆議院、同 17 日に参議院で全会一致により可決され、「スポーツ基本法」は 6 月 24 日に公布された。これを受け、文部科学省は中央教育審議会スポーツ・青少年分科会に「スポーツ振興に関する特別委員会」を設置した。「スポーツ振興基本計画」の策定以後 10 年間の達成状況と課題について評価を行うとともに、今年度中に「スポーツ基本計画」を策定することを目指している³⁹。

Ⅲ 論点と今後の課題

本章では、現在スポーツ政策を考える上での主な論点を挙げ、考察する。

1 スポーツ権

国民がスポーツを行う権利は、「スポーツ振興法」には明記されていなかった。そのため、スポーツ権と呼ぶべきものがあるとすれば、どのように定義づけられ、どのような法的位置づけの下で認められるべきか、という論点について、これまでに多くの識者が研究を行ってきた⁴⁰。欧州評議会は、1975 年に「すべての人はスポーツをする権利を持つ」とする

³⁴ 「スポーツ基本法案」(第 174 回国会衆法第 29 号)

<http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g17401029.htm>

³⁵ 「スポーツ基本法制定へ初会合」『産経新聞』2011.5.18.

³⁶ これに合わせて、6 月 1 日に前掲注(34)の「スポーツ基本法案」は取り下げられた。

³⁷ 第 2 条第 5 項において、基本理念として障害者スポーツの推進を記したほか、同第 6 項では、国際競技大会の例としてオリンピックとパラリンピックを併記した。第 12 条第 2 項では、国及び地方公共団体が行うスポーツ施設の整備に当たって、「障害者等の利便性の向上を図るよう努める」ことが記されている。

³⁸ 「五輪招致「追い風」」『産経新聞』2011.6.1; 「「スポーツ立国」目指す」『毎日新聞』2011.6.1.

³⁹ 「第 1 回スポーツ振興特別委員会「スポーツ基本計画」策定へ達成状況と課題を評価」『文教ニュース』(2148), 2011.8.1, p.10.

⁴⁰ 永井憲一「国の「文化」としてのスポーツ —スポーツ法学の対象・方法とその課題」『日本スポーツ法学会年報』(1), 1994, pp.22-52; 尹龍澤「スポーツ権の位置づけと基本法の役割」『日本スポーツ法学会年報』(16), 2009, pp.153-165; 伊藤恵造「「スポーツ政策」論の社会的再検討—「スポーツ権」・「総合型地域スポーツクラブ」をめぐって—」『秋田大学教育文化学部研究紀要 人文科学・社会科学部門』(64), 2009.3, pp.15-25.

「ヨーロッパ・みんなのスポーツ憲章」⁴¹を採択し、1978年に国際連合教育科学文化機関（UNESCO）が採択した「体育およびスポーツに関する国際憲章」⁴²には、「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である」と記されている。その他、諸外国において憲法や法律でスポーツ権を明記している例が多くある⁴³。

「スポーツ基本法」では、第2条に「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である」と記されている⁴⁴。ただし、スポーツ権の定義については、「スポーツ基本法」の制定をめぐる議論の中で扱われてこなかった⁴⁵。例えば、スポーツ権が侵害されている状態というのは、どのような状態であろうか。スポーツ権は、プライバシー権や環境権といった、新しい人権と同じ程度に法的権利性を有するものとして認められるべきなのであろうか⁴⁶。「スポーツをする権利」と表裏一体となる「スポーツをしない権利」も含め、今後の議論が必要であろう。

2 プロスポーツ

「スポーツ振興法」では、第3条第2項において、「この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない。」とされている。しかし、昭和61（1986）年にオリンピックの一部競技へのプロ選手の参加が認められる⁴⁷等、法の制定から50年の間に、プロとアマの区別はあいまいなものに変化してきた。平成元（1989）年の保健体育審議会答申「21世紀に向けたスポーツの振興方策について」⁴⁸では、プロとアマの連携を推進することや、プロスポーツの健全な発展を助長していくことが示された。

しかし、平成10（1998）年の「スポーツ振興法」の改正⁴⁹において、プロスポーツへの言及は、スポーツ事故の防止に関する第16条の直後に、第16条の2として、「国及び地方公共団体」が、「プロスポーツの選手の高度な競技技術」の「活用について適切な配慮をするよう努めなければならない」とする条文の挿入だけであった。これは、この改正法の目的が、サッカーくじ法の制定に伴う最低限の修正に留まっていたことによる。当時の国会審議では、提案者側の議員から、もしプロスポーツに関する規定をするのであれば、スポーツ振興法は大改正をしなければならず、近い将来の課題になるであろうとの発言が行われた⁵⁰。

⁴¹ Council of Europe, *European Sport for All Charter*, 1975.3.20.

<http://www.coe.int/t/dg4/sport/Resources/texts/spchart2_en.asp>; 濱野吉生「スポーツ権をめぐる諸問題」『日本スポーツ法学会年報』(1), 1994, pp.53-79.

⁴² United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *International Charter of Physical Education and Sport*, 1978.11.21.

<http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=13150&URL_DO=DO_PRINTPAGE&URL_SECTION=201.html>

⁴³ 齋藤健司「スポーツ法とスポーツ政策の課題」『体育の科学』61(1), 2011.1, pp.34-39.

⁴⁴ 百留康隆「「スポーツ権」認めた基本法成立」『毎日新聞』2011.6.22.

⁴⁵ 笹川スポーツ財団シンポジウム「日本のスポーツのこれからを考える」2011.7.4. 友近聡朗参議院議員による。<http://www.ssf.or.jp/research/info/report_110704_04.html>

⁴⁶ 伊藤 前掲注(40)

⁴⁷ 「IOC 総会 「五輪」プロ参加正式に容認 サッカー、陸上など4競技」『読売新聞』1986.10.15, 夕刊.

⁴⁸ 保健体育審議会 前掲注(14)

⁴⁹ 「スポーツ振興法の一部を改正する法律」(平成10年法律第65号)

⁵⁰ 船田元議員（当時）による。第142回国会参議院文教・科学委員会会議録第6号 平成10年2月17日 p.2.

「スポーツ振興法」制定当時の日本のプロスポーツは、競馬等の公営競技の他、相撲、野球、ゴルフ、レスリングといった種目が主であったが、現在に至るまでにテニス、サッカー、バスケットボール等もプロスポーツとなっている。営利のためのスポーツを抜きにして現在のスポーツ政策を考えることは困難であろう⁵¹。「スポーツ基本法」では、第 25 条において、国際競技大会等への選手及び指導者の派遣や、競技技術の向上等に必要環境の整備など、国は優秀なスポーツ選手を確保し育成するために必要な施策を講じると定めているが、その対象となる選手にはプロが含まれる⁵²。しかし、競技団体ごとに営利の構造は大きく異なっており、すべてのスポーツ選手を一括りに扱うことは難しい。今後、「スポーツ基本計画」や諸施策の中で、どのように具体的な取組みが行われるか、注目される。

3 国民体育大会

国民体育大会（国体）⁵³は、「スポーツ振興法」第 6 条によって、財団法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催し、国は、日本体育協会及び開催地の都道府県に必要な援助を行うと規定されてきた。昭和 21（1946）年の第 1 回開催以後、都道府県持ち回り形式で開催されており、平成 26（2014）年の「長崎がんばらんば国体」⁵⁴まで開催が確定している。また、平成 27（2015）年の和歌山県での開催⁵⁵までが内定、平成 32（2020）年の鹿児島県での開催⁵⁶までが内々定している。

これまで、選手の育成や地域スポーツ施設の充実等、国体の開催は大きな役割を果たしてきた。また、スポーツに限らず、地域経済全体に及ぼす効果は大きい⁵⁷。その一方で、開催県の負担が大きいことや、勝利至上主義がもたらす一過的で過剰な選手強化策等、様々な問題が指摘されてきた。開催都道府県が天皇杯（総合優勝杯）・皇后杯（女子優勝杯）を獲得することがほぼ半世紀にわたって常態化しており、選手が居住実体のない県から参加登録を行う等の違反行為が例年発生している⁵⁸。これに対して、日本体育協会では、平成 15（2003）年に「大会の充実・活性化」と「大会運営の簡素・効率化」の 2 点から成る改革案⁵⁹を策定する等、改善に努めているが、その効果は見られないとする指摘がある⁶⁰。また、開催地の固定化や隔年開催化への移行を求める意見や、既に国体はその役割を終えた

⁵¹ 齋藤 前掲注(43)

⁵² 第 2 条第 6 項による。

⁵³ 本稿では、冬季大会についての記述は略す。

⁵⁴ 日本体育協会「第 69 回国民体育大会（平成 26 年）の開催地（長崎県）が決定しました!!」2011.7.14.
<<http://www.japan-sports.or.jp/news/newsDetail.asp?newsNo=662>>

⁵⁵ 「わかやま国体 15 年内定」『読売新聞』（和歌山）2010.7.8. なお、国体の開催地は、開催の 5 年前に内定されることとなっている。しかし、平成 28（2016）年の国体の開催地として内々定されていた岩手県は、東日本大震災の影響により内定に至っていない。

⁵⁶ 「2020 年に鹿児島国体、確定」『南日本新聞』2011.1.13.

⁵⁷ 千葉県国体・全国障害者スポーツ大会局『ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会の経済波及効果について』2010.9.1. <<http://www.kokutai-2010chiba.jp/renew/kokutai/data/download/keizai.html>>

⁵⁸ 昭和 39（1964）年の新潟国体以後、開催都道府県が天皇杯・皇后杯を共に逃したのは、平成 14（2002）年の「よさこい高知国体」だけである。鶴結城「国体参加資格問題 いびつな「開催地が天皇杯」」『読売新聞』（西部版）2011.3.5.

⁵⁹ 日本体育協会国民体育大会委員会『新しい国民体育大会を求めて ～国体改革 2003～』2003.3.25.
<http://www.japan-sports.or.jp/kokutai/pdf/reform_main.pdf>

⁶⁰ 「日体協 100 周年 国体の是非を問い直せ」『朝日新聞』2011.1.30.

とする主張も多くある。しかし、9人制バレーボールや新体操（少年男子）のように、「大会運営の簡素・効率化」を理由として廃止される競技種目もあり、過度の改革が国体の魅力を損ねることにつながる懸念もある⁶¹。

4 トップスポーツ支援と資金の確保

トップスポーツをめぐる文部科学省予算のあり方は、平成21（2009）年11月に行われた「事業仕分け」の際に大きな話題となった。JOCや日本体育協会への「民間スポーツ振興費等補助金」について、その目的がスポーツ振興基金による助成やスポーツ振興くじ（サッカーくじ）による助成と重複していることが仕分け人から指摘され、「予算要求の削減」が妥当であると判定された⁶²。仕分け人がマイナーなスポーツへの補助の必要性に疑問を呈する発言を行ったこと⁶³や、オリンピックのメダリストが判定結果に反発して記者会見を行ったことは大きな話題となった⁶⁴。

この判定結果をめぐっては、仕分け人側を批判する意見もマスコミ等で多く表明されたが、逆に、記者会見を行ったメダリストをはじめとするスポーツ関係者が、「スポーツの必要性」を論理的に説明できなかったことこそが問題であったとする主張もあった⁶⁵。この点について、JOCの市原則之専務理事は、「スポーツは国民の理解を得られるオールマイティーなものと思っていたが、自己満足に過ぎなかった。失敗した2016年東京五輪招致で、世論の支持が56%しかなかったのがいい例だ」と述べている⁶⁶。

平成22（2010）年度の文部科学省によるスポーツ関連予算は、過去最高の227億円となり、その中ではJOCや日本体育協会へのトップスポーツ関連補助金が減額され、文部科学省の直轄事業が増えることとなった⁶⁷。事業仕分けでは、トップスポーツ以外にも、国体関連事業等での予算削減が指摘されており、スポーツ関連予算は全体として削減されることが予想されていたが、民主党による政治主導としてのスポーツ振興が優先されたとされる。さらに、「スポーツ立国戦略元年」と位置づけられた平成23（2011）年度予算は、それを上回る228億円になっており⁶⁸、2012年のロンドン五輪に向けて過去最高のメダル獲得数をめざすトップアスリート支援を行うことが、施策として示されている⁶⁹。

5 総合型地域スポーツクラブ

⁶¹ 「国体改革 スリム化だけでいいのか」『佐賀新聞』2008.11.8.

⁶² 行政刷新会議『第3WG 評価コメント 事業番号3-57 スポーツ予算（民間スポーツ振興費等補助金）』2009.11.25. <<http://www.cao.go.jp/sasshin/oshirase/h-kekka/pdf/nov25kekka/3-57.pdf>>

⁶³ 内閣府行政刷新会議事務局『行政刷新会議ワーキングチーム「事業仕分け」第3WG 民間スポーツ振興費等補助金』2009.11.25. <<http://www.cao.go.jp/sasshin/oshirase/h-kekka/pdf/nov25gijigaiyo/3-57.pdf>>; 南学・市原則之「スポーツ予算 仕分けで「削減」」『朝日新聞』2009.12.23.

⁶⁴ 「メダリスト、仕分けに異議」『読売新聞』2009.12.2.

⁶⁵ 玉木正之「「事業仕分け」で予算削減に反論できない日本スポーツ界の情けなさ」『ZAITEN』2010.2, pp.64-65.

⁶⁶ 南・市原 前掲注(63)

⁶⁷ 「メダル有力競技に重点 10年度予算案 「ロンドン」支援強化」『読売新聞』2009.12.26; 「予算増 迫られる結果」『読売新聞』2010.5.2; 「NAASH 主導に警戒感」『毎日新聞』2010.10.6.

⁶⁸ 「11年度スポーツ関連予算案 トップ育成費手厚く」『読売新聞』2010.12.25.

⁶⁹ 「予算配分 メダル優先」『毎日新聞』2010.10.5; 文部科学省『「スポーツ関係者の皆様へ」

<http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2011/01/11/1300823_07.pdf>

平成 7 (1995) 年、文部省 (当時) は、「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」を開始した。総合型地域スポーツクラブとは、地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態である。身近な生活圏である中学校区程度の地域において、学校施設や公共スポーツ施設を活用しながら、幅広い世代がその技能や興味に応じて、様々なスポーツを楽しむようにすることが目標であり、欧州等の諸外国で見られる、クラブハウスを持つスポーツコミュニティのあり方を日本に導入しようとするものであるとされる。

「スポーツ振興基本計画」の中では、生涯スポーツ社会の実現のため、できるかぎり早期に、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 50 パーセントとなることを目指すことが提言された。また、そのために必要な施策として、平成 22 (2010) 年までに、全国の各市町村に少なくとも 1 つの総合型地域スポーツクラブを設置することが目標として示された。当初は地域活性化の成功事例も多く報じられたものの、近年では、会員の不足や活動場所の確保の困難さ等を原因として、活動が困難に陥る事例も見られる⁷⁰。既にすべての市区町村に総合型地域スポーツクラブが設置されている県もあるが、設置した市区町村は全国平均で約 71 パーセントに留まっている⁷¹。平成 21 (2009) 年に「総合型地域スポーツクラブに関する有識者会議」がまとめた「今後の総合型地域スポーツクラブ振興の在り方について ～7 つの提言～」⁷²では、地域でスポーツを指導する人材の不足や、認知度の低さも課題として挙げられている。

スポーツ実施率は、平成 21 (2009) 年には約 45 パーセントであった⁷³が、「スポーツ立国戦略」では、65 パーセント程度とすることを目指している。そのための施策の一つとして、「スポーツ立国戦略」には、「広域市町村圏 (日常生活の圏域) を目安として、総合型クラブに引退後のトップアスリートなどの優れた指導者を配置」することで、アスリートのセカンドキャリアの選択肢の 1 つとするだけでなく、地域住民がトップアスリート等と接することでスポーツに興味関心を持ち、スポーツへの参加意欲を高めるようにすることが記されている⁷⁴。自立的な拠点クラブを中核とする新たなスポーツコミュニティを形成することで、従前の教育委員会中心のスポーツ振興を越えた「新しい公共」が形成されるとしている⁷⁵。

その一方で、総合型地域スポーツクラブの設置について「事前にその効果や社会的影響が実証的に確かめられているわけではない。即ち、厳密には客観的・科学的根拠を保障されないままに国策として推進され、その効果や有効性については未だ期待の域を脱していない」とする主張もある⁷⁶。また、総合型地域スポーツクラブの枠組みには入らないよう

⁷⁰ 例えば、「スポーツ政策、転換点」『朝日新聞』2010.7.21.

⁷¹ 文部科学省「平成 22 年度 総合型地域スポーツクラブ育成状況 (平成 22 年 7 月 1 日現在)」
<http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/club/_icsFiles/afieldfile/2010/09/09/1297482_001_1.pdf>

⁷² 総合型地域スポーツクラブに関する有識者会議「今後の総合型地域スポーツクラブ振興の在り方について ～7 つの提言～」2009.8.12.

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/009/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/08/19/1283286_1_2.pdf>

⁷³ 文部科学省『成人の週 1 回以上スポーツ実施率の推移』

<http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jisshi/_icsFiles/afieldfile/2010/06/29/1294610_1.pdf>

⁷⁴ 文部科学省 前掲注(33), pp.6,13.

⁷⁵ 文部科学省スポーツ・青少年局『平成 23 年度予算 (案) 主要事項』

<http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2011/01/11/1301074_12.pdf>

⁷⁶ 柳沢和雄・向陽スポーツ文化クラブ編『総合型地域スポーツクラブの発展と展望 —KSCC30 年の軌跡—』不昧堂出版, 2008, p.128.

な、単一種目のスポーツクラブのあり方⁷⁷や、地域プロスポーツとの連携に関する検討、「スポーツ基本法」第 18 条に示される、フィットネスクラブやボウリング場といったスポーツ産業の位置づけとの調整も必要であろう。

6 スポーツに関する省庁の設置

II 章で述べたように、スポーツに関する省庁の設置は、以前からその必要性が議論されている。現在のスポーツ行政は、文部科学省以外にも、障害者スポーツや健康増進を担当する厚生労働省や、スポーツ施設を含む都市公園の整備を行う国土交通省、スポーツ産業を振興する経済産業省等、複数の省庁をまたいで行われている。また、スポーツ振興くじ（サッカーくじ）は文部科学省が監督するが、競馬は農林水産省、競輪とオートレースは経済産業省、競艇は国土交通省が監督し、それぞれについて法律や助成金制度が定められている⁷⁸。政策一元化の観点からは、縦割りの構造を打開すべきとされるが⁷⁹、財政状況が厳しい中では歳出拡大を回避すべきとする主張もある⁸⁰。

省庁の設置に関する議論を行うのであれば、国と地方自治体の役割分担についても議論される必要があろう。前述のとおり、「スポーツ立国戦略」には、広域市町村圏を目安としたスポーツ振興が記されている。既に自治体によってはスポーツ行政と健康政策とが連携して実施されているところもあり⁸¹、国だけでなく地方自治体も含めての横断的スポーツ政策のあり方や、国の統括的スポーツ政策と、地方の特色を活かしたスポーツ政策の切り分けが問われる。

7 スポーツへの国の関わり方

本章でここまでに取り上げた論点は、国が行うスポーツ政策のあり方に関するものである。その一方で、国はどこまでスポーツ政策に関与すべきか、という議論もある。

昭和 55（1980）年、日本は、前年に発生したソ連のアフガニスタン侵攻への対抗措置として、モスクワ五輪をボイコットした。国際オリンピック委員会は、同年 2 月に開催された総会でモスクワ五輪の予定どおりの開催を決定しており、西側諸国がボイコットを決めた後も、JOC は各競技団体の自費参加を検討していたが、最終的には政府が競技団体への補助金の打ち切りを示唆したため、参加に反対する政府の見解を無視することができなかった⁸²。平成元（1989）年に JOC は日本体育協会から独立したが、モスクワ五輪のボイ

77 「スポーツ基本法」には、地域スポーツクラブが行うスポーツ振興事業への支援、指導者の配置、施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない（第 21 条）など、国及び地方公共団体による地域スポーツクラブの振興が記されている。ただし、総合型地域スポーツクラブに限定するという記載はない。

78 「「庁」設置へ高いハードル」『毎日新聞』2010.10.9；成瀬和弥「スポーツの行政組織と振興計画」諏訪伸夫ほか編『スポーツ政策の現代的課題』日本評論社、2008、pp.51-61。

79 笹川陽平「スポーツ省を新設し国家戦略を」『産経新聞』2011.2.8；遠藤利明・大野晃「スポーツ庁 設置されたら（ニュース争論）」『毎日新聞』2011.7.25。

80 宮下量久「スポーツ庁は必要か」PHP 総研 2011.1.17。

<<http://research.php.co.jp/jiji/kaisetsu-20110117.php>>

81 中嶋寛之「「スポーツと健康・体力づくり」—超高齢社会に臨んで—」横浜市スポーツ医科学センター

<http://www.yspc.or.jp/ysmc/column/column_001.htm>

82 落合博「変革の時代のスポーツと政治 一人一人が支え 国頼み脱却を」『毎日新聞』2010.6.17；百留康隆「スポーツ立国戦略 国はサポート役に徹すべきだ」『毎日新聞』2010.9.9。

コットは、その理由のひとつとされる⁸³。

オリンピック憲章には、「オリンピズムの根本原則」として、「人種、宗教、政治、性別、その他の理由に基づく国や個人に対する差別はいかなる形であれオリンピック・ムーブメントに属する事とは相容れない」と謳っている⁸⁴。また、JOC は、「スポーツ立国戦略」に対する意見書の中で、「政治や政党に左右されない」という言葉を盛り込んだ⁸⁵。日本のスポーツは誰がどのように主導するべきなのか、スポーツ政策をめぐる活発な議論が交わされる中で、個々の具体的論点と併せて問われる必要があるだろう。

おわりに

これまでに、多くのスポーツ関係者によって、「スポーツ振興法」の半世紀振りの見直し「悲願」とされてきた。しかし、「体育・スポーツの未来とそこへ至る道筋を、研究者たちが真面目に本気で考えるとなれば半年や1年で描ききれるようなものではない」ほどに政策の立案が困難であることも指摘されていた⁸⁶。

法律により、スポーツに対して、健康、人格形成、地域活性化に資するという効用が定義され、財政や税制の点での裏付けが与えられるとしても、「楽しいスポーツ」でなければ、国民が主体的に関与することは難しい⁸⁷。サッカー日本女子代表をはじめ、トップスポーツ選手の活躍が数多く報じられる中で、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとする「スポーツ基本法」前文の理念を踏まえ、条文の理念に即した、すべての国民の自主的参加に結びつくような具体的な施策が望まれよう。

⁸³ 「JOC 法人化」『朝日新聞』1989.3.2.

⁸⁴ International Olympic Committee, *Olympic Charter*, 2010, p.11.
<http://www.olympic.org/Documents/olympic_charter_en.pdf>

日本語訳は、日本オリンピック委員会の訳による旧版に拠った。

<<http://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2007.pdf>>

⁸⁵ 百留 前掲注(82)

⁸⁶ 清水紀宏「提言「スポーツ振興基本計画 2010」」『体育の科学』61(1), 2011.1, pp.27-33.

⁸⁷ 田里千代「「スポーツ立国戦略」が描く「新たなスポーツ文化」とは何か」『体育科教育』58(12), 2010.11, pp.14-17.